

誰もが活躍できる職場環境を整備するため、
男女雇用機会均等推進者・職業家庭両立推進者・短時間・有期雇用管理者
を選任しましょう！

厚生労働省では、企業や事業所の中で人事労務管理の責任を有する方等を、「男女雇用機会均等推進者」「職業家庭両立推進者」「短時間・有期雇用管理者」として選任していただくことを勧めております。

選任いただいた方々には、都道府県労働局から、それぞれ法改正や各種セミナー等の最新の情報をお送りいたします。

選任は、裏面の「選任・変更届」に必要事項を記載の上、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）宛て郵送またはFAXでお送りください。「選任・変更届」は厚生労働省HPからダウンロードもできます。

(注) 届出についてメールでの受付は行っておりません


※ FAX番号は裏面を、郵送先は厚生労働省HPをご覧ください。

【都道府県労働局雇用環境・均等部（室）所在地一覧】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

男女雇用機会均等推進者

性別にとらわれない人事管理を徹底させ、女性が能力を発揮しやすい職場環境をつくる業務を担当していただきます（選任は企業単位）。

厚生労働省HPの右上検索窓で、男女雇用機会均等推進者  と検索！


職業家庭両立推進者

育児休業や介護休業等に関する就業規則等の作成・周知等、企業全体の仕事と家庭の両立を図るための取組を企画し、実施する業務を担当していただきます（選任は企業単位）。

厚生労働省HPの右上検索窓で、職業家庭両立推進者  と検索！

短時間・有期雇用管理者

短時間・有期雇用労働者を雇用する事業所の中で、パートタイム・有期雇用労働法等で定められている短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する業務を担当していただきます（選任は事業所単位）。

厚生労働省HPの右上検索窓で、短時間・有期雇用管理者  と検索！

**男女雇用機会均等推進者・職業家庭両立推進者・短時間・有期雇用管理者
選任・変更届**

令和 年 月 日

長崎労働局長 殿

事業所名

所在地

代表者職氏名

主な事業内容

総労働者数 女 人 男 人
うち正社員数 女 人 男 人
うち短時間・有期雇用労働者数 女 人 男 人

この度、当社（事業所）では下記のとおり男女雇用機会均等推進者・職業家庭両立推進者・短時間・有期雇用管理者として（ 選任・変更 ）いたしますので、報告します。

記

- 男女雇用機会均等推進者 （選任 変更）
企業単位ですので、1企業につき1人選任してください。

所属部課		氏名	
役職名	(TEL) (Eメール)		

- 職業家庭両立推進者 （選任 変更）
企業単位ですので、1企業につき1人選任してください。

所属部課		氏名	
役職名	(TEL) (Eメール)		

- 短時間・有期雇用管理者 （選任 変更）

所属部課		氏名	
役職名	(TEL) (Eメール)		

長崎労働局 雇用環境・均等室

FAX番号 095-801-0051